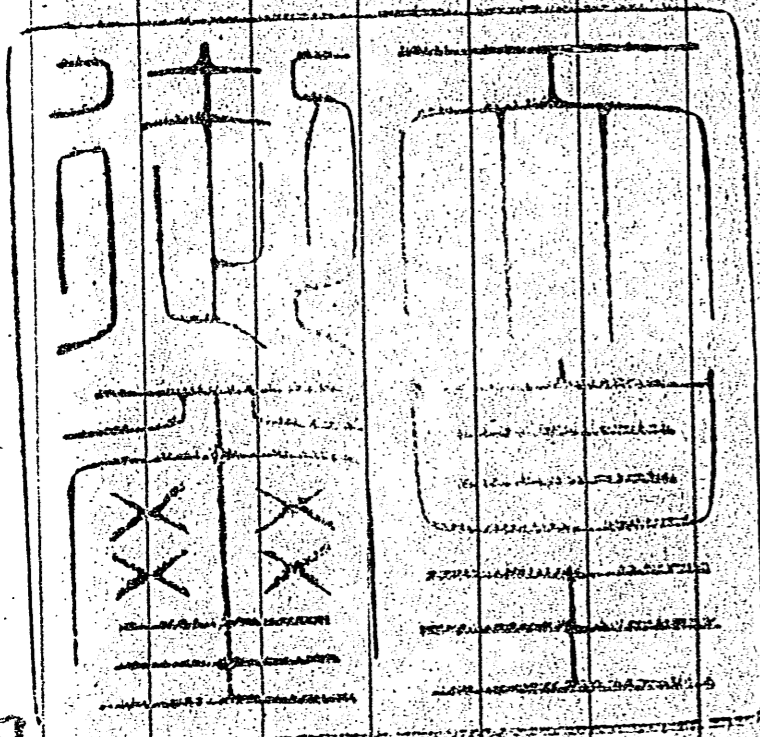


416
勅令第四百十六號

朕は、地方行政事務局設置制の
一部を改正する等の勅令を裁可し、
ここにこれを公布せしめる。

裕仁



總内

昭和二十一年八月三日

内閣總理大臣 吉田 茂

内務大臣 大村清一

勅令第四百六十九號

第一條 地方行政事務局設置制の一部を次のやうに改正する。

別表第二中「警視總監」の次に「物價應地方物價事務局長」を加へる。

第二條 東京都官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任四百九十四人以内」を「専任四百九十五人以内」に、「兼任四千四十五人以内」を「兼任四千四十六人以内」に改める。
第九條中「六局」を「七局」に、「水道局」を「水道局」「衛生局」に改める。
第十條第七號及び第八號を次のやうに改める。

七 議員選舉ニ關スル事項

八 都議會、都參事會其ノ他都ノ行政一般ニ關スル事項

九 區及市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ關スル事項

十 行政ノ考査一般ニ關スル事項

十一 渉外事務ノ總括ニ關スル事項

十二 他ノ主管ニ屬セザル事項

第十一條第一號乃至第四號及び第八號を削り、第五號を第一號とし、以下第七號まで順次四號宛繰り上げる。

第十六條ノ二 衛生局ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第十九條中「水道局長」の下に「及衛生局長」を加へる。

第三條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「專任百二十二人以内」を「專任百二十三人以内」に、「專任七百九十三人以内」を「專任七百九十四人以内」に改める。

第四條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第二條中「專任四千三百八十二人以内」を「專任四千三百八十七人以内」に、「專任二萬七千二十八人以内」を「專任二萬七千二十五人以内」に改める。

第五條 三級官吏特別任用級級令の一部を次のやうに改正する。

第六條中「北海道廳河川監守」を削る。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。